

『第2種酸素欠乏危険作業特別教育』の開催

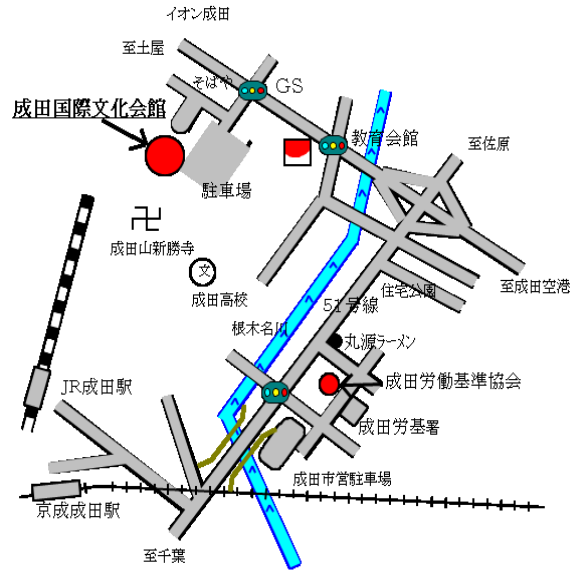
労働安全衛生法第59条、安全衛生規則第36条、酸素欠乏症等防止規則により、施行令別表第6の酸素欠乏危険場所における作業に従事する作業員に対しては、「酸素欠乏危険作業特別教育規程」に基づく特別教育を実施することが事業主に義務づけられております。（別表第6の酸素欠乏危険場所は裏面を参照して下さい！）

当協会では、別表第6の酸素欠乏危険場所における第1種酸素欠乏危険作業と第2種酸素欠乏危険作業を網羅した「第2種酸素欠乏危険作業特別教育」を計画いたしました。対象事業場におかれては関係従業員の安全衛生教育義務を履行されるようご案内いたします。

1. 教習日程／教習内容

令和元年7月11日(木) 9:00～16:00
成田国際文化会館 第3・4会議室

内 容	時 間
①酸素欠乏などの発生の原因	1 h
②酸素欠乏症等の症状	1 h
③空気呼吸器等の使用の方法	1 h
④事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	1 h
⑤その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5 h



2. 受講料：会 員 7, 260円 (テキスト代=1,296円含む)
非会員 7, 760円 (テキスト代=1,296円含む)

3. 申込方法：

- ・受講申込書に所定事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込みください。（受講申込みはFAXでも受付けます）
- ・定員40名に達しましたら締め切らせていただきます。
- ・受講料の支払いは、7月4日(木)締切までに、現金・銀行振込のいずれかにより払い込み下さい。
- ・なお、締切日以後の受講取消しは、原則として受講料をお返しできませんのでご了承下さい。（この場合、受講者変更か次回講習まで有効とさせていただきます）

4. その他： 筆記用具を持参して下さい

金融機関振込送金先

千葉銀行 成田支店 (普) 3326177 成田労働基準協会
千葉信用金庫成田支店 (普) 0446594 成田労働基準協会

◇申込み・照会先
成田労働基準協会

〒286-0134 成田市東和田555-5
TEL 0476-24-3743
FAX 0476-23-3594

----- 切り取り線 -----

FAX → 0476-23-3594

※欄は記入しないで下さい

『第2種酸素欠乏作業特別教育』受講申込書

		受講番号	※	
ふりがな				
受講者氏名				
生年月日	(西暦 年) S. 年 月 日 H.	〒		
現住所	〒	勤務先 事業場名	氏名	
		事業場 住所		TEL
		連絡担当者		FAX
受講料支払方法を、○で囲んでください。(月 日まで、1.協会へ現金支払 2.千葉銀行振込 3.千葉信金振込)				

労働安全衛生法施行令 別表第6 酸素欠乏危険場所

1. 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函かん、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ）の内部（次号に掲げる場所を除く）
 - イ. 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
 - ロ. 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ. メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - 二. 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
 - ホ. 腐泥層
2. 長期間使用されていない井戸等の内部
 3. ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きょ、マンホール又はピットの内部
- 3の2.** 雨水河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きょ、マンホール又はピットの内部
- 3の3.** 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝若しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部（第2種酸素欠乏危険場所）
4. 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く）の内部
 5. 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
 6. 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
 7. 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
 8. しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
 9. し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピットの内部（第2種酸素欠乏危険場所）
 10. ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
 11. ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
 12. 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所（第2種酸素欠乏危険場所）

第1種酸素欠乏危険作業と第2種酸素欠乏危険作業の定義

1. 第1種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏危険作業のうち、第2種酸素欠乏危険作業以外の作業
2. 第2種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏危険場所のうち、令別表第6号第3の3、第9号、第12号に掲げる酸素欠乏危険場所